

学校法人等代表者 殿

私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理 事 長 福 原 紀 彦

共済事業にかかる電子申請及び私学共済ポータルの運用開始について

平素より私学事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでに学校法人等向け広報誌「月報私学」でお知らせしておりましたとおり、令和 8 年 1 月下旬から、学校法人等が手続きを行う一部の申請等について電子申請の運用を開始します。

また、私学共済事務担当者と当事業団をつなぐ「私学共済ポータル」を開設します。

1. 電子申請について

デジタル庁が提供する e-Gov 電子申請を使用し、以下のような手続き等ができるようになります。郵送にかかる費用や日数の削減、ペーパーレス化が期待できますので、ご利用ください。

【電子申請でできること】

- ・学校法人等からの資格、掛金関係の申請等
- ・申請等に対して当事業団から発行する確認通知書及び通知文書等の電子化
- ・当事業団から通知する毎月の掛金等の納付通知額内訳、加入者情報一覧（氏名、生年月日、標準報酬等月額等）等の電子送達

2. 私学共済ポータルについて

私学共済事務担当者と当事業団とをつなぐポータルサイトです。私学共済ポータルへのリンクは、1 月下旬に私学共済ホームページに掲載します。

【私学共済ポータルでできること】

- ・当事業団に登録している学校法人等の基本情報（住所、給付金等受取口座等）の確認
- ・加入者が常時勤務する学校所在地の個別登録に伴う送付先の設定
（令和 8 年 5 月から送付する「ねんきん定期便」等を予定）
- ・データのアップロード提出（対象データは「特定健康診査結果データ」を予定）
- ・当事業団から送付する学校法人等宛ての通知文の確認や、アンケートへの回答

なお、電子申請を利用しない学校法人等であっても、私学共済ポータルを利用することができますので、ぜひご登録ください。

3. 利用にあたっての準備について

上記の利用には、デジタル庁が提供する G ビズ ID プライムアカウント等が必要です。

電子申請及び私学共済ポータルについて、詳しくは私学共済ホームページ等をご覧ください。

この通知に関する照会先

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 企画室

電話 03-3813-5321（代表）